

幼児教育・保育の無償化のご案内

認定こども園、新制度幼稚園保護者(教育認定(1号認定)で預かり保育無償化希望者)用

■ 制度の概要

令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育の無償化」について、認定こども園を幼稚園利用（教育認定）または新制度幼稚園のご利用で、預かり保育の利用料の無償化を希望される方は、以下の内容をご確認ください。

1. 預かり保育の無償対象者について

下記の条件のとおり、家庭において子どもを十分に保育することができない場合で、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第4号）」等を提出し、市からの認定を受けると、無償化の対象となります。

【預かり保育が無償となる条件（保育所（園）入所の申請事由と同じ）】

- ① 就労：週4日以上かつ1日4時間以上（月64時間以上）の労働を常態とする場合
- ② 求職活動：活動中又は活動予定である場合
- ③ 妊娠・出産：出産前後の期間にあたる場合
- ④ 就学・職業訓練：週4日以上かつ1日4時間以上の就学・職業訓練を常態とする場合
- ⑤ 疾病・障がい：家庭での保育ができない場合
- ⑥ 同居親族の介護・看護：子どもの家庭にいる親族を常時介護・看護が必要な場合
- ⑦ 災害復旧：家屋の復旧にあたる場合
- ⑧ その他、上記に類する内容で「保育の必要性」があると認められる場合

2. 手続き方法について

園を通じて配布する、下記の必要書類を準備し、園に提出してください。認定には、概ね2週間の処理期間が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

【必要書類（共通）】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第4号）
- ② 子育てのための施設等利用給付認定確認書
- ③ 提出用封筒（書類一式を封入・封緘し、所要の項目を記入してください）
※兄弟・姉妹がいる場合、一つの封筒に同封していただく方法で差し支えありません。
- ④ 下記のいずれかの書類（保育を必要とする事由を確認するための書類）
※兄弟・姉妹がいる場合、兄弟・姉妹ごとに以下の書類を準備する必要はありません。

就労（就労予定）

→就労証明書（父親や母親など、児童を扶養する者）

※自営の場合、証明書類の写し（開業届、確定申告、営業許可書、受注表等営業していることがわかる書類のいずれか）を添付してください。

妊娠・出産予定

→母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が確認できる部分）

就学・職業訓練

→学校の在籍証明書、時間割表（授業時間、日程が確認できるもの）

疾病・障がい

→医師の診断書（家庭保育ができない旨の記載があり、3か月以内のもの）又は心身障がいにかかる各種手帳の写し（氏名、等級が確認できる部分）

同居親族の介護・看護

→医師の診断書（常時介護・看護が必要な旨の記載があり、3か月以内のもの）
介護・看護スケジュール（1日の流れが確認できるもの）

災害復旧

→り災証明書等

3. 給付額の算定方法について

「利用日数×450円(日額上限単価)」を給付上限額とし、預かり保育の利用実績額が上限額を下回る場合は、利用実績額が給付額となります。(月上限11,300円、新3号に限り16,300円)

【算定式】 次の①～③を比較して、最も少ない額が給付額として算定されます。

- ① 11,300円 (月額上限。住民税非課税世帯の満3歳児に限り、月額上限は16,300円)
- ② 利用日数×450円 (日額上限単価)
- ③ その月に利用した預かり保育利用料の総額 (実績額)

例1

預かり保育を20日/月利用して、預かり保育利用料15,000円を支払った場合

- ① 11,300円
- ② $20日 \times 450円 = 9,000円 \Rightarrow 9,000円$ が給付されます
- ③ 15,000円

例2

預かり保育を10日/月利用して、預かり保育料2,000円を支払った場合

- ① 11,300円
- ② $10日 \times 450円 = 4,500円$
- ③ 2,000円 $\Rightarrow 2,000円$ が給付されます

【留意事項】

- ① 利用料(月額全額)は、一度、園に納入していただく必要があります(3か月に一度、保護者の皆さまから、請求書(利用料の領収書等を添付)を提出していただき、上限額の範囲内で給付することとなります)。
- ② 無償化の対象となる認定を受けている場合でも、預かり保育の利用については、従来どおり園への申請手続き等は必要です。職員の配置状況等により、預かりを受けられない可能性もありますので、利用の際は必ず園と手続きを行ってください。
- ③ 制度上、認定こども園または新制度幼稚園での預かり保育が不十分である場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満かつ年間の預かり保育の提供日数が200日未満の場合)、認定こども園または新制度幼稚園の預かり保育に要する経費に、認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の併用に係る経費を対象経費に上乗せできることとされています。本市に所在地を有する認定こども園及び新制度幼稚園については、すべての園で、上記を超える預かり保育を実施しているため、サービスの併用はできません(詳しくは、市公式ホームページを参照してください)。
- ④ 無償化対象外の場合でも、園の対応が可能な範囲内で、これまでと同様に(有償で)預かり保育を利用することができます。
- ⑤ 預かり保育の請求可能期間は2年間となります。
- ⑥ 認定開始日は、申請日以降となります。さかのぼっての認定は原則できません。
- ⑦ 同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望する子どもがいる場合は、原則として、申請はできません。

【お問い合わせ先】 春日部市役所

保育課 保育・給付担当 TEL048-736-1111(代表)